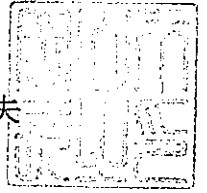


参考様式第2号

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第26条第1項に基づき農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成31年3月29日

岡山市長 大森 雅夫



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲
東区瀬戸地域
2. 協議の結果を取りまとめた年月日
平成31年3月19日
3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体(担い手)の状況
○ 経営体数
法人4経営体
個人28経営体
4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか
担い手はいるが十分でない
5. 農地中間管理機構の活用方針
農地を集約しようとする場合は、地域の農地所有者の協力も得つつ、中間管理機構に貸し付けていく。
6. 地域農業の将来のあり方

高齢化が進む中、地域の中心となる経営体に農地を集積し、売れる米づくりとして「朝日」「雄町」、温暖化対策として「きぬむすめ」の生産を振興する。モモでは「千種白鳳」「おかやま夢白桃」、ブドウでは「オーロラブラック」「シャインマスカット」の次世代フルーツの新改植を推進する。また、黄ニラ等収益性の高い野菜を振興する。地域の農地集積の一案として、農地中間管理機構を必要に応じて活用していく。